

2020年4月2日

お客さま各位

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまへの対応に関するお知らせ

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社(以下、当社)は、金融庁より2020年3月16日付で公表されました「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまの生活支援に少しでもお役立ていただくため、特例対応として、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「収入証明書類」に関する提出期間の緩和

【対応開始日】2020年4月2日(木)

貸金業法により、当社を含めた貸金業者から一定額以上のお借入があるお客さまもしくは過去に収入証明書類を提出いただき一定期間経過したお客さまにつきましては、通常「2ヶ月以内」に収入証明書類のご提出をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入証明書類の入手・提出が困難な場合に限り、提出の期間を「6ヶ月以内」とさせていただきます。

2. 「個人事業主向け貸付」に関する契約手続きの緩和

【対応開始日】2020年4月2日(木)

個人事業主のお客さま向け商品「自営者カードローン」について、通常当該お客さまの「事業計画・収支計画・資金計画」に照らし合わせた上で審査をおこなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまにつきましては、計画の策定・提出が困難な場合に限り、計画に替わり、簡素な情報(現状の確認等)の確認により、審査を行うこととさせていただきます。

3. 生活復興支援を目的とした融資の販売

【対応開始日】2020年4月2日(木)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまの生活支援を目的とした融資(以下、「応援融資」という)の販売を開始いたします。(既に当社をご利用いただいているお客さまも申込可能です。)

本融資は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまが生活の再建ができるまでの一定期間において、無利息での融資をおこなうこと」を前提とし、貸金業法の趣旨を踏まえながら、支援を行うことを目的としています。応援融資の概要等につきましては、以下をご確認ください。

【応援融資の概要】

対象のお客さま	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的損失などの被害を受けた方 ※契約には審査が必要となります
商品限度額	10万円
借入利率	実質年率 4.50% (ただし、貸付後 1 年間は無利息といたします。)
返済期日	毎月月末 (ただし、契約後 1 年間は 3 ヶ月に 1 回(末日)といたします。)


【応援融資の留意事項】

- ・他の貸金業者からのお借入を含め、総量規制の範囲内(年収の 1/3)でのご審査となります
- ・ご契約時にお借入いただいた後は、ご返済のみとなります。

なお、行政機関においても、緊急小口融資等の支援を行っております。詳しくはお住まいの各市町村の窓口にお問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまの一日も早い生活基盤の安定をお祈り申し上げます。

以上

 ご相談・ご質問はプロミスコールへ
0120-24-0365
(受付時間:平日9:00~18:00)